

## 戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 6 月 1 日 戸地振第 242 号(区長決裁)  
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日 戸地振第 1205 号(区長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、戸塚区内の商店会等が参画して実施するイベント事業を支援することにより、地域とのふれあいや賑わいを創出し、魅力ある商店街づくり及び商店街の活性化を図ることを目的として交付する戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。

(2) 「商店会等」とは、次に掲げる戸塚区内に存する団体とする。

ア 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に基づき設立された商店街団体

イ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された商店街団体

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に基づき設立された商店街団体及び前各号の商店街団体に準ずる任意の商店街団体

エ 戸塚区商店街連合会

オ その他各号に該当しない団体で戸塚区長(以下「区長」という。)が認めたもの

### (補助対象者)

第3条 この要綱における補助対象者は、戸塚区内の商店会等及び複数の商店会等で組織された団体とする。ただし、代表者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)に該当する場合は補助対象としない。

### (助成対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は交付決定した年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、補助金対象事業の開催期間が 2 年度にわたる場合は、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号により、当該事業が終了する日の属する年度の事業とみなす。

### (補助対象事業等)

第5条 この要綱における補助対象事業は、補助対象者が主催し実施するイベント事業とし、前条に定める期間内であれば交付申請前に実施した事業も含む。ただし、販売を主たる目的としたイベント事業は、30 店舗以下で構成する商店街に限り補助対象とする。

### (補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第6条 この要綱において、補助の対象となる経費、補助率及び限度額等は、次の各号に定めるところとする。

(1) 補助金に係る補助対象経費の内容は、別表 1 に定めるところとする。

(2) 補助率は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、補助金額の算出にあたり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。

- (3) 国及び県その他の補助制度を併用する場合は、当該補助金の対象事業費を、この要綱に基づく補助金の対象外経費とする。
- (4) 模擬店等売上金及びその他分担金等がある場合については、別表1に定める補助対象経費から当該売上金及びその他分担金等を控除した額を補助対象経費とする。
- (5) 補助対象事業に係る補助限度額は 25 万円とする。ただし、戸塚区内で複数の商店会等が主催となるイベント及び戸塚区商店街連合会が主催するイベントで、区民全体を対象にする事業については 50 万円とする。
- (6) 前各号により算出した補助金額(以下「算定額」という。)を含めた収入の合計額が総事業費を上回る場合、上回った額を算定額から減じた額を補助金額とする。

#### (交付制限)

第7条 一つの補助対象者が、同一年度内にこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は1回とする。ただし、2つ以上の商店会等が共同で実施する事業が補助対象となった場合に、その構成員である商店会等が、同じ年度内において前述の共同事業とは異なる内容の単独事業を計画し、補助金の交付申請をした場合、内容を審査し、適当と認められたときは、補助対象とすることができる。

#### (交付申請等)

第8条 補助対象者は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 戸塚区商店街活性化イベント事業概要書(第1号様式の2)
- (2) 戸塚区商店街活性化イベント事業収支予算書(第1号様式の3)
- (3) 商店会等の定款又は規約
- (4) 会員名簿又は参加店名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出期日は、各年度において事業の内容を考慮し、区長が定める日とする。

3 補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

4 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする補助対象者が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### (交付決定等)

第9条 区長は、補助金交付申請書を受理した時は、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内で速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 区長は、補助金を交付する決定をしたときは、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助対象者に対し、その旨を通知するものとする。

3 区長は、補助金を交付しない決定をしたときは、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、補助対象者に対し、その旨を通知するものとする。

4 区長は、補助金を交付するにあたって補助金の使途等について条件を付すことができる。

#### (申請の取下げの期日)

第10条 補助対象者が、補助金交付申請の取下げを行う場合は、戸塚区商店街活性化イベント助成事

業補助金交付決定通知書(第2号様式)の交付を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を、区長に提出しなければならない。

(事業の変更又は中止等)

第 11 条 補助対象者が補助金対象事業内容の大幅な変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ戸塚区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書(第5号様式)を区長へ提出し承認を得なければならない。ただし、自然災害その他やむを得ない事由による大幅な変更又は中止についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の戸塚区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書(第5号様式)を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業変更等承認通知書(第6号様式)を申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第 12 条 補助対象者は、原則、補助対象事業の終了後 30 日以内に、戸塚区商店街活性化イベント助成事業実績報告書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(1) 戸塚区商店街活性化イベント事業実績概要書(第7号様式の2)

(2) 戸塚区商店街活性化イベント事業収支報告書(第7号様式の3)

(3) 領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し(以下、「領収書等」という。)

(4) 事業の実施状況を撮影した写真

(5) その他区長が必要と認める書類

2 補助金実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助対象事業が終了したとき又は補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助対象者は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業収支報告書(第7号様式の3)を提出するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第 13 条 区長は、前条の規定による報告があつたときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定する。ただし、補助金の交付確定額は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書(第2号様式)に記載された補助金交付予定額を上回らないものとする。

2 区長は、補助金交付額を決定したときは、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定通知書(第8号様式)により、補助対象者に対しその旨を通知するものとする。

(補助金交付の請求等)

第 14 条 戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定通知書(第8号様式)を受理し、補助金の交付を受けようとする補助対象者は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付請求書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第 15 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、戸塚区商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 10 号様式)により、すみやかに区長に対して報告しなければならない。

(補助金の返還)

第 16 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。なお、返還を命ずる場合には、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金返還命令書(第 11 号様式)により行うものとする。

- (1) この要綱又は交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。
- (4) 前条による報告があったとき。

(関係書類の保存期間)

第 17 条 補助金規則第 26 条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

(警察本部への照会)

第 18 条 区長は必要に応じ、補助対象者の代表者について第3条に規定した暴力団員に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第6条)補助対象経費

項目	補助対象の経費	対象外の経費
印刷費等	広報用のチラシ・ポスター等の印刷費、 立て看板・横断幕等の作製、新聞折り込み 費等	インク・トナー代 団体運営のための経常的な会議等で使 用する資料のコピー代
謝金等	出演者等に対する謝金・謝礼品購入費	
食糧費	事業当日の出演者・運営従事者等の 弁当及び飲料費等	酒類代 ※弁当代は1人あたり2千円以下 ※食糧費等の合計額は5万円以下かつ総 事業費の10%以下
委託費等	会場設営委託費・機材運搬委託費、 警備員委託費、駐車場代等	
使用・ 賃借料	事業実施に必要な会場・機材等の 使用料・賃借料	営利目的の模擬店で使用する機材等の 使用料
消耗品費	事業の実施に必要な物品等の購入費 ※事業をPRするために不特定多数に無料 配布する景品代や出演者全員に配布する 参加賞代は補助対象とする ※1件10万円未満	事業参加者の所有となる材料の購入費 事業終了後も継続的に使用することを目 的とした物品の購入費 模擬店で使用する機材・食材の購入費 福引き・抽選等に類する景品代や賞品代
保険料	イベント保険料、機材等の保険料	事業参加者個人の保険料

(備考)

※すべて領収書等を必要とする。

※上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告に  
より仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除く。

※模擬店に関する経費について、区が出店を依頼又は認めた模擬店で、下記に当たる模擬店の場合は、  
機器レンタル料などの出店に掛かる経費を補助対象とする。

1. 来店者に無料で物品などを配布・提供する模擬店
2. 有料で販売・提供するが、営利目的ではなく、売上をイベント運営資金などに活用する模擬店

戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請書

(申請先)  
戸塚区長

(申請者)  
〒  
申請者住所:  
団体名:  
役職名:  
ふりがな  
代表者氏名:  
住所:  
連絡責任者氏名:  
(電話 )

年度戸塚区商店街活性化イベント事業に係る経費について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号)及び戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 事業実施に要する総経費

¥ \_\_\_\_\_ . -

3 関係書類(原則A4判)

- (1) 戸塚区商店街活性化イベント事業概要書(第1号様式の2)
- (2) 戸塚区商店街活性化イベント事業収支予算書(第1号様式の3)
- (3) 定款又は規約
- (4) 会員名簿又は参加店名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

また、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例51号)第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

第1号様式の2(第8条第1項)

戸塚区商店街活性化イベント事業概要書

イベントの名称	
主催者の名称	
協賛者等の名称	
実施場所・施設	
実施予定日時	年 月 日( )～ 月 日( ) 時 ～ 時
商店街の現状と 将来像	
イベントの目的、 内容、期待する 効果等	

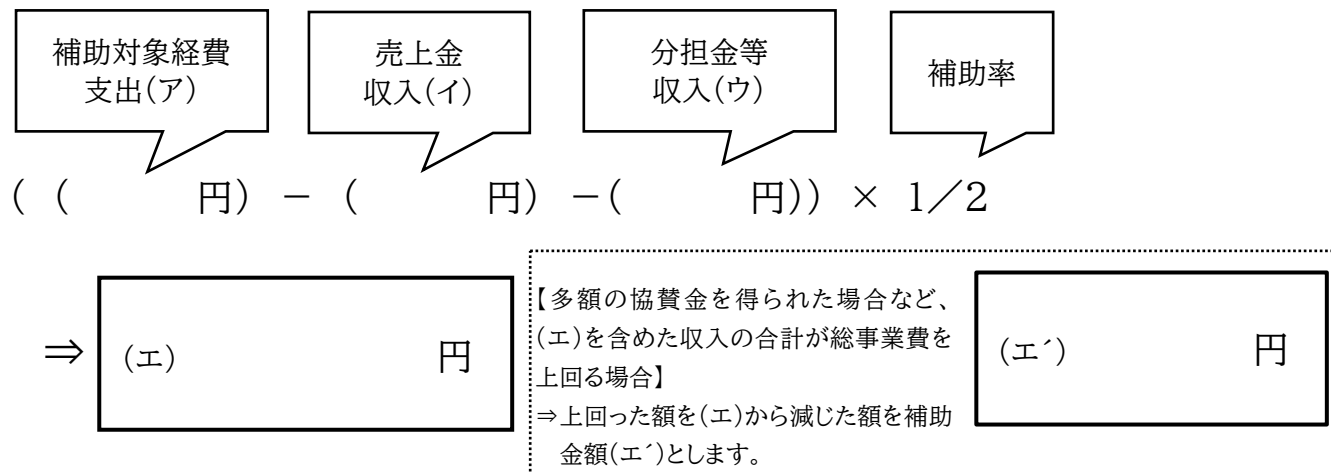
第1号様式の3(第8条第1項)

戸塚区商店街活性化イベント事業収支予算書

1 収入

区 分	金 額	内 容 備 考
会 費	円	通常会費充当( 円) 臨時会費徴収( 円) その他( 円)
売上金 (イ) (※1参照)	円	模擬店等売上金( 円)
その他の補助金 (※2参照)	円	国( 円) 県( 円) その他( 円)
分担金等 (ウ) (※1参照)	円	( 円) ( 円) ( 円)
区役所補助金 (エ) (※3参照) または (エ')	円	※千円未満切捨て
協賛金・対象外経費に 充当するその他収入	円	金額( 円) 金額( 円) 金額( 円)
合 計	円	支出合計額(総事業費)と同額

- ※1 補助対象経費に係る売上金及びその他分担金等がある場合は、補助対象経費から当該売上金及びその他分担金等を控除した額が補助対象経費となります。
- ※2 国及び県その他の補助制度を併用する場合は、当該補助金の対象事業費を、この補助金の対象外経費とします。
- ※3 区役所補助金(エ)の算定方法  
算出された金額を上記収入の「区役所補助金(エ)」に記載してください(上限額:単会 25万円/複数会 50万円)。



## 2 支出

※行は適宜追加してください。

※対象経費については要綱別表1を参照してください。

(単位:円)

項目および内容・内訳	予算額	補助対象額	
		補助対象額	補助対象外額
広告・宣伝費			
①			
②			
③			
謝金			
①			
②			
③			
食糧費(1人あたり2千円以下、合計5万円以下かつ総事業費の10%以下)			
①			
②			
委託費等			
①			
②			
③			
使用料・貸借料			
①			
②			
③			
消耗品費(1件10万円未満のもの)			
①			
②			
③			
保険料			
①			
②			
小計(補助対象経費)		(ア)	
その他経費			
①			
②			
③			
小計(補助対象外経費)			
合計(総事業費)			

※補助対象経費に係る消費税及び地方消費税も対象となります。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合であって、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を除いて算定してください。

※人件費、光熱水費、燃料費、宿泊費、交通費、備品・景品・賞品購入費、振込手数料・収入印紙代等の間接経費、行政機関に支払う手数料は補助対象外とします。ただし、事業をPRするために不特定多数に無料配布する景品代や出演者全員に配布する参加賞代は補助対象とします。

団体名  
役職・氏名

様

戸塚区長

印

戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金については、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金交付予定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 事業実績報告書の提出

イベント事業終了後、速やかに戸塚区商店街活性化イベント助成事業実績報告書（第7号様式）に、関係書類（支出を証明する領収書等の写し・事業実施写真等）を添付して提出してください。

3 交付条件

(1) この補助金は、補助金交付申請書及びこれに添えて提出されました関係書類記載の事業にのみ使用し、他の事業には使用しないでください。

(2) 事業を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに区長の承認を受けてください。

(3) 交付金額は、事業実績報告書類を審査したうえで確定するものとします。

ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合であって、交付申請の段階では、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税を補助対象経費とした場合においては、実績報告書の提出の際に、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなる場合には、当該仕入控除税額を除いた金額により実績報告を行う必要があります。

また、補助金交付確定通知書の交付後に、消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに区長に報告し、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還していただくこととなります。

(4) 必要があると認めた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。

4 補助金の交付

本補助金は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定通知書（第8号様式）を交付し、貴団体からの適正な請求書を受領した後、30日以内に交付します。

5 補助金の返還等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

(1) この要綱又は交付条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

6 担当者連絡先

第3号様式（第9条第3項）

第 号  
年 月 日

団体名  
役職・氏名 様

戸塚区長 印

戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金  
につきましては、審査の結果、交付しないことに決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

2 担当者連絡先

年 月 日

戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請取下届出書

(申請先)  
戸塚区長

(申請者)  
〒  
申請者住所:  
団体名:  
役職名:  
ふりがな  
代表者氏名:  
住所:  
連絡責任者氏名:  
(電話 )

年 月 日に申請した補助金交付申請については、次のとおり取下げたいので、要綱第10条の規定の基づき届け出ます。

1 取下げの理由

第5号様式(第 11 条第1項)

戸塚区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書

年 月 日

(申請先)  
戸塚区長

(申請者)  
〒  
申請者住所:  
団体名:  
役職名:  
ふりがな  
代表者氏名:  
住所:  
連絡責任者氏名:  
(電話 )

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金については、次のとおり変更(中止)したいので、要綱第 11 条の規定の基づき承認を申請します。

1 変更(中止)の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

第6号様式（第11条第2項）

第 号  
年 月 日

団体名  
役職・氏名 様

戸塚区長 印

戸塚区商店街活性化イベント助成事業変更等承認通知書

年 月 日に申請のあった 年度戸塚区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請については、要綱第11条の規定により次のとおり承認したので通知します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 担当者連絡先

第7号様式(第12条第1項)

戸塚区商店街活性化イベント助成事業実績報告書

年 月 日

(報告先)  
戸塚区長

(報告者) 〚  
報告者住所:  
団体名:  
役職名:  
ふりがな  
代表者氏名:  
住所:  
連絡責任者氏名:  
(電話 )

年度戸塚区商店街活性化イベント事業を終了しましたので、関係書類を添えて事業実績を報告します。

1 補助金交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 事業実施に要した総経費

¥ \_\_\_\_\_ . -

3 関係書類(原則A4判)

- (1) 戸塚区商店街活性化イベント事業実績概要書(第7号様式の2)
- (2) 戸塚区商店街活性化イベント事業収支報告書(第7号様式の3)
- (3) 要綱第12条に定める領収書等
- (4) 事業の実施状況を撮影した写真
- (5) その他区長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

第7号様式の2(第12条第1項)

戸塚区商店街活性化イベント事業実績概要書

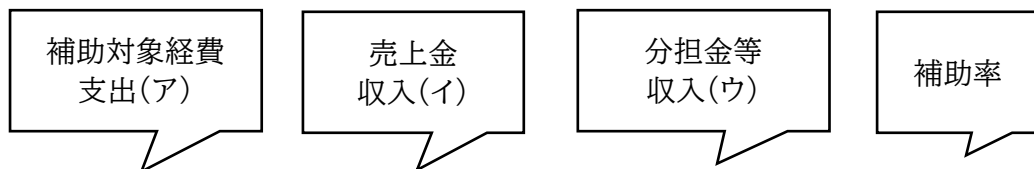
イベントの名称	
主催者の名称	
協賛者等の名称	
実施場所・施設	
実施日時	年 月 日( )～ 月 日( ) 時 ～ 時
イベントの内容、 効果等	
今後の課題等	

戸塚区商店街活性化イベント事業収支報告書

1 収入

区分	金額	内容備考
会費	円	通常会費充当(円) 臨時会費徴収(円) その他(円)
売上金 (イ) (※1参照)	円	模擬店等売上金(円)
その他の補助金 (※2参照)	円	国(円) 県(円) その他(円)
分担金等 (ウ) (※1参照)	円	(円) (円) (円)
区役所補助金 (エ) (※3参照) または (エ')	円	※千円未満切捨て
協賛金・対象外経費に 充当するその他収入	円	金額(円) 金額(円) 金額(円)
合計	円	支出合計額(総事業費)と同額

- ※1 補助対象経費に係る売上金及びその他分担金等がある場合は、補助対象経費から当該売上金及びその他分担金等を控除した額が補助対象経費となります。
- ※2 国及び県その他の補助制度を併用する場合は、当該補助金の対象事業費を、この補助金の対象外経費とします。
- ※3 区役所補助金(エ)の算定方法  
算出された金額を上記収入の「区役所補助金(エ)」に記載してください(ただし交付予定額を上限とします)。



$$\left( ( \quad \text{円} ) - ( \quad \text{円} ) - ( \quad \text{円} ) \right) \times 1/2$$

⇒ (エ)                      円

【多額の協賛金を得られた場合など、(エ)を含めた収入の合計が総事業費を上回る場合】  
⇒上回った額を(エ)から減じた額を補助金額(エ')とします。

(エ')                      円

## 2 支出

※行は適宜追加してください。

※対象経費については要綱別表1を参照してください。

(単位:円)

項目および内容・内訳	決算額	領収書 番号		
			補助対象額	補助対象外額
広告・宣伝費				
①				
②				
③				
謝金				
①				
②				
③				
食糧費(1人あたり2千円以下、合計5万円以下かつ総事業費の10%以下)				
①				
②				
委託費等				
①				
②				
③				
使用料・貸借料				
①				
②				
③				
消耗品費(1件10万円未満のもの)				
①				
②				
③				
保険料				
①				
②				
小計(補助対象経費)			(ア)	
その他経費				
①				
②				
③				
小計(補助対象外経費)				
合計(総事業費)				

※ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税も対象となります。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合であって、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を除いて算定してください。

※人件費、光熱水費、燃料費、宿泊費、交通費、備品・景品・賞品購入費、振込手数料・収入印紙代等の間接経費、行政機関に支払う手数料は補助対象外とします。ただし、事業をPRするために不特定多数に無料配布する景品代や出演者全員に配布する参加賞代は補助対象とします。

団体名  
役職・氏名 様

戸塚区長 印

戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定通知書

年 月 日に提出されました 年度戸塚区商店街活性化イベント助成事業実績報告書を審査した結果、次の条件を付けて補助金交付額を確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 交付条件

- (1) この補助金は、事業実績報告書及びこれに添えて提出されました関係書類記載の事業にのみ使用し、他の事業には使用しないでください。
- (2) 必要があると認めた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (3) 上記補助金交付確定額に消費税及び地方消費税が含まれており、この通知書による補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、戸塚区商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに区長に報告し、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還していただくこととなります。

3 補助金の返還等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

- (1) この要綱又は交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

4 関係書類の保存

この補助金の交付に係る一連の書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

5 補助金の交付時期

この通知書交付後、貴団体からの適正な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

6 担当者連絡先

第9号様式(第 14 条第1項)

戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)  
戸塚区長

(請求者)

〒

申請者住所:

団体名:

役職名:

ふりがな

代表者氏名:

印

(※受領委任を行う場合、要押印)

住所:

連絡責任者氏名:

(電話

)

年 月 日 第 号で戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定を受けましたので、補助金の交付について請求します。

補助金交付請求額 ￥ \_\_\_\_\_ . -

上記の補助金を次の口座にお振込みください。

取引銀行	銀行 信用金庫		支店
預金種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

(注)名義人が代表者と異なる場合は、以下に記名・押印をお願いします。

上記名義人の口座へ振込み願います。

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

第10号様式(第15条)

戸塚区商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

(報告先)  
戸塚区長

(報告者)

〒

申請者住所:

団体名:

役職名:

ふりがな

代表者氏名:

住所:

連絡責任者氏名:

(電話 )

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金について、次のとおり報告します。

1 補助金額(補助金交付額確定通知書の金額)

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ \_\_\_\_\_ . -

3 添付書類

(1) 確定申告の写し

(2) その他参考になる書類(2の金額の積算の内訳等)

第 11 号様式 (第 16 条)

第 号  
年 月 日

団体名  
役職・氏名 様

戸塚区長 印

戸塚区商店街活性化イベント助成事業補助金返還命令書

年 月 日 第 号により補助金の交付確定を通知しましたが、次のとおり取り消します。

1 取消理由

2 取消額

¥ \_\_\_\_\_ . -

3 返還期限 (交付済みの場合)

年 月 日

4 担当者連絡先